

10 学校いじめ防止

(1) 学校いじめ防止基本方針 (令和5年4月1日改定)

I いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、すべての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することができないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、県、市町村、学校、家庭、地域その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

- (1) 学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「いじめの防止等の対策のための組織」を置く。(法第22条)。
- (2) 学校は重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、組織を設け、事実関係を明確にするための調査を行うものとする(法第28条)。

同組織は、学校の設置者の判断により、学校が調査主体になった場合、重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行う。調査主体が学校の設置者である場合、学校は設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

3 基本方針の内容

本方針は、国・県・市の基本方針を踏まえ、学校、家庭、地域その他の関係者間の連携等により、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、法により新たに規定された、学校における基本方針の策定や組織体制、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

また、方針では、学校の実情に応じ、いじめの防止等の対策の基本的な方向を示すとともに、いじめの防止等の対策が、校内において体系的かつ計画的に行われるよう、講ずべき対策の内容を具体的に記載する。

基本方針に沿った対策の実現のためには、児童や家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

なお、より実効性の高い取組を維持するため、本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

4 いじめの定義

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童の立場に立って見極めが必要である。

いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子どもにも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策

のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や、塾・スポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除かれるが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、インターネット上で悪口を書かれた児童本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

一方で、いじめられた児童の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、そのすべてが厳しい指導を要するものであるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような事案については、学校は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれうる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取ることが必要である。

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に關する国民的な課題である。いじめから子どもを救うためには、大人も子どもも、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子どもにも、起こりうるものである。その際、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わぬいじめ」は、多くの児童が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また「暴力を伴わぬいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級の所属集団の構成上の問題（無秩序 性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気が醸成されるようにすることが 必要である。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。

（1）いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、すべての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子どもに将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壤をつくり上げることが必要である。

このため、学校の教育活動全体を通して道徳教育や人権教育を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

併せて、学校の教育活動全体を通じ、すべての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが

必要である。さらに、自他の意見に相違があつても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、すべての児童が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題への取組の重要性について県民全体に認識を広め、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進するための普及啓発が必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、すべての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、高学年の児童は思春期の多感な時期であることから、児童の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一步踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候であつても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確な関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努めることが必要である。

また、いじめの早期発見のため、アンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめがあることが認知された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認したうえで適切に指導するなど、組織的な対応を行なうことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談等、事案に応じ、関係機関と連携して対応することが必要である。

このため、教職員は平素より、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

いじめの解決とは、いじめた児童によるいじめられた児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、いじめられた児童といじめた児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが必要である。

(4) 家庭や地域との連携について

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校と家庭、地域との連携が必要である。合志版コミュニティースクールを活用し、いじめの問題についての認識を高める場を設定したり、「心のアンケート」等の調査結果や学校等の取組を適切に情報提供したりするなど、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進することが必要である。

また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるように、学校、家庭及び地域が組織的に連携・協働する体制を構築することが必要である。

(5) 関係機関との連携について

いじめの問題への対応については、学校や学校の設置者において、いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行なっているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等）との適切な連携が必要であり、平素から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催等、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

その上で、学校等警察連絡協議会等において情報交換を活発に行い、教育相談の実施に当たり必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図り、又は地方法務局等、学校以外の相談窓口についても児童へ適切に周知することなどに取り組むことも重要である。

II いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 本校の実態及び課題

- (1) 単学級で入学当初から同じ集団で過ごしており、人間関係が出来上がっているため、切磋琢磨する場面があまり見られない。
- (2) コミュニケーションが苦手で、相手の気持ちを推し量ることが苦手な児童がいる。
- (3) 口で言っただけではうまく理解できないことが多く、トラブルが起きた時は、場面や様子を絵や図を使って指導しなければならない児童が多い。視覚的なユニバーサルデザインの観点に立った指導が必要である。

2 いじめの防止等のための組織の編成

(1) 「いじめ防止委員会」の設置

・役割

◆学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核としての役割

◆いじめの相談・通報の窓口としての役割

◆いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

◆いじめの疑いに係る情報があった時には緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施するための中核としての役割等

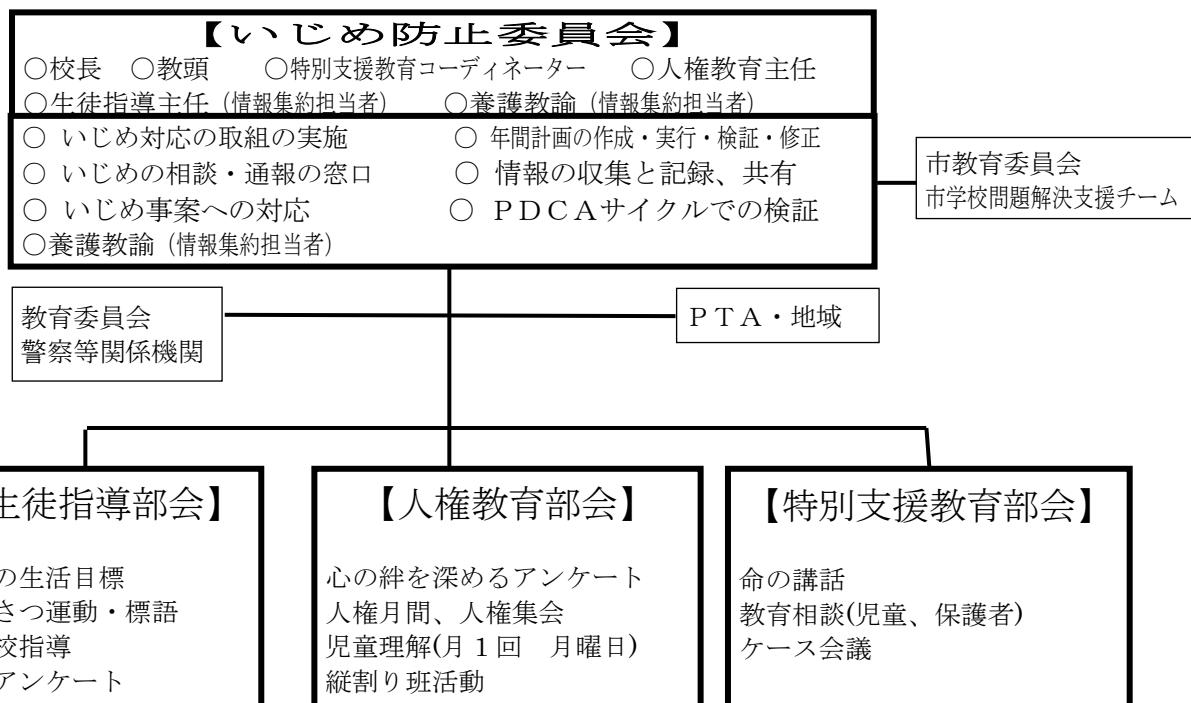
◆P D C Aサイクルでの検証を担う役割

・構成

管理職や生徒指導担当教員、人権教育主任や特別支援教育コーディネーター、生徒指導担当者（情報集約担当者）、養護教諭、学級担任、部活動指導教員。必要に応じて、市女性・子ども支援課、福祉課、SSW、市相談員、児童相談所、医療機関などの関係機関。

(2) 既存の組織の活性化

・職員数が少ないため、いじめ防止委員会は、いじめ・不登校対策委員会を兼ねる。



(3) いじめの防止等のための具体的な取組

① いじめの防止

- 「合志市いじめ問題対策調査委員会」との連携
- 学期毎の生活アンケートや、いじめアンケートの実施
- 校内研修の充実

- ・児童理解
- ・いじめ防止
- ・資質向上
- ・体罰の禁止
- ・小中連携
- ・授業研究（共通実践事項の徹底等）
- ・人権教育
- ・特別支援教育

- いじめ防止を含む教育相談

- ・市教育相談体制と活用
- ・関係機関との連携（ケース会議の実施）

- 授業の工夫改善

- ・ユニバーサルデザインの視点に立った児童が主体的に学ぶ授業づくり
- 全ての教育活動を通じた道徳教育、人権教育及び体験活動等の充実
- ・道徳の授業公開、地域人材活用や家庭と連携した道徳の授業実践

- 「言葉」教育の推進、アメニティー教育環境の充実

- ・「言葉」教育に関する授業等への講師依頼
- ・市こころのポエムコンクールへの応募

- 登校指導、あいさつ運動の推進

- ・市あいさつ標語コンクールへの応募
- ・保護者と連携したあいさつ運動
- ・児童の主体的なあいさつ運動

○保護者への支援及び啓発

- ・「くまもと家庭教育支援条例」の周知、「くまもと『親の学び』プログラム」実施

○コミュニティー・スクール体制づくりの推進

- ・地域ボランティアの有効活用
- ・学校と地域との連携の強化

○情報モラル教育の充実

○楽しく登校できる学校づくり推進

○県子ども集会や市人権フェスティバルへの参加

○心の居場所づくり、「心のきずなを深める月間」の取組 等々

② いじめの早期発見

○日常の児童への関わり

- ・職員間の情報交換

○教育相談体制の充実及び周知徹底

- ・関係機関を交えて児童と保護者への支援（子育て支援課、福祉課、児童相談所、SSW、医療機関、学童、市障がい者支援センターれんがの家等とのケース会議）

○「こころのきずなを深めるアンケート」「子どものサイン発見チェックリスト（家庭用）」の活用

- ・生活アンケートや、いじめアンケートの実施

- ・子どものサイン発見チェックリストを配布し、学校便りで啓発する。

○ P T Aや関係団体・機関との連携

- ・気になる児童の行動観察（菊池支援学校など専門機関との連携）

③ その他の取組

○文部科学省や県教育委員会からの配付資料の活用

- 学校便り等での啓発

(3) いじめ防止のための年間計画

	いじめ防止対策委員会	生徒指導	人権教育	特別支援教育	道徳教育	児童の活動
4月	第1回いじめ防止対策委員会	登下校指導 あいさつ運動		校内委員会	「命を大切にする心指導ユニット」計画・作成	縦割り登校班 (年間通して)
5月		登下校指導 PTA あいさつ運動	いじめアンケート	校内委員会		児童会スローガン 縦割り登校班
6月		生活アンケート あいさつ運動	人権月間、人権集会心の時間	教育相談 校内委員会	校長講話	縦割り登校班
7月	第2回いじめ防止対策委員会	あいさつ運動 あいさつ標語	人権レポート報告会	校内委員会		縦割り登校班
8・9月	第3回いじめ防止対策委員会	生活アンケート 登下校指導 あいさつ運動		校内委員会	「熊本の心」公開授業	縦割り登校班
10月		登下校指導 あいさつ運動		校内委員会		縦割り登校班
11月	人権月間、人権集会	生活アンケート 登下校指導 あいさつ運動	心のきずなを深めるアンケート	教育相談 校内委員会		縦割り登校班
12月	第4回いじめ防止対策委員会	登下校指導 あいさつ運動		校内委員会		縦割り登校班
1月	第5回いじめ防止対策委員会	あいさつ運動 生活アンケート	レポート研修	教育相談 校内委員会	家庭読書：熊本の心	縦割り登校班
2月		あいさつ運動		校内委員会	家庭読書：熊本の心	縦割り登校班
3月	第6回いじめ防止対策委員会（年間取組検証・基本方針見直し）	あいさつ運動		校内委員会	指導ユニットの反省	

(2) いじめへの対応について

I いじめへの基本的対応

(1) いじめへの対処

○情報収集と共有

- ・組織として動くための職員の共通理解
- ・生徒指導担当者（情報集約担当者）を中心とした情報共有の場としてのいじめ不登校対策委員会の積極的な推進

○記録と整理

○学校相互間の連携・協力体制の整備

西合志中学校ブロックの幼保小中連絡協議会での共通実践

○警察との連携・協力体制の整備

○出席停止の手続き

○合志市学校問題解決支援チーム会議の要請

○関係保護者への支援や指導の進捗状況や見通し等についての適切な情報提供

(2) いじめの解消

○次の2つの条件が満たされていることを含め、「学校いじめ対策組織（いじめ不登校対策委員会）」で児童の状況を総合的に検討した上で、校長が判断する。

- ・条件①：いじめに係る行為が止んでいる（少なくとも3ヶ月を目安とする）。
- ・条件②：被害児童生徒が心身の苦痛を感じていない（面談等により確認する）。

II 重大事態への対処（学校の設置者又は学校による調査）

(1) 重大事態の発生と調査

① 重大事態の意味について

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点できちんと調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、市教育委員会と連携し、一体となって調査を実施する。

② 重大事態の報告、調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するためを行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合、市教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告するとともに調査組織を設置し、速やかに調査等の措置を講ずる。その際、市教育委員会と連携し、一体となって調査を実施する。

③ 調査を行うための組織について

学校が設置する調査組織は、法第22条の規定に基づき学校に必ず置くこととされている「いじ

めの防止等の対策のための組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて適切な専門家を加えることとする。この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保するものとする。

- (ア) 調査のための組織に必要に応じて専門家等の第三者を加え、公平性・中立性を担保する。
- (イ) いじめを受けた疑いのある児童生徒本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- (ウ) 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を取る。
- (エ) 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- (オ) 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。

④ 事実関係を明確にするための調査の実施

調査は、因果関係の特定を急ぐものではなく、客観的な事実関係を明確にし、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることである。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、いじめられた児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とした調査を実施する（例えば、質問票の使用に当たり個別の事案が広く明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を直ちに止めさせる。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等を行う。これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて、学校の設置者、関係機関とのより適切な連携を図ったうえで対応に当たる。

(イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議し、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなつた児童の尊厳を保持しつつ、その死に至つた経過を検証し再発防止策を構ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その在り方については、「子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

⑤ その他留意事項

事案の重大性を踏まえ、学校の設置者の積極的な支援が必要となる。また、重大事態が発生した場合に、関係のあった児童が深く傷つき、学校全体の児童や保護者や地域にも不安や動搖が広がり、時には事実に基づかない風評等が流れる場合もある。

学校は、児童や保護者への心のケアと、落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。

(2) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

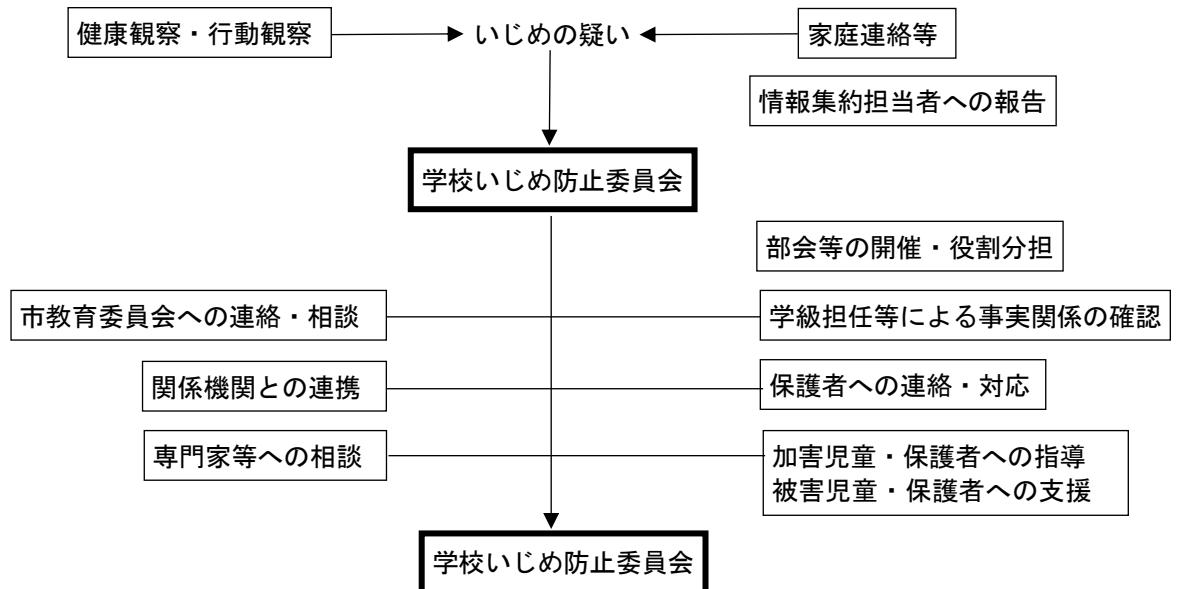
学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過を報告することとする。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

② 調査結果の報告

調査結果については、市教育委員会を通じて市長及び県教育委員会・知事に報告する。

【いじめ対応フロー図】

通常対応



重大事態

